

BRADIUM TECHNOLOGIES LLC. v. IANCU事件、上訴番号2017-2579、2017-2580 (CAFC、2019年5月13日)。Moore裁判官、Reyna裁判官、Chen裁判官による審理。PTABの決定を不服としての上訴。

#### 背景:

Microsoft社は、Bradium社所有の2件の特許について、当事者系レビュー(IPR: *inter partes review*)を申請した。これらの特許は、低帯域幅条件下でネットワーク通信チャンネルを介して大規模画像を引き出すことに関するものであった。引用技術では、大規模地形画像の配信の最適化が開示されていた。また、一般的に、そのような配信システムが、ユーザー負荷が高いために帯域幅が一時的に限定される広帯域(ブロードバンド)接続を含む「毎秒ギガビットネットワーク等の高速ネットワーク接続」用に設計されていることが開示されていた。

Bradium社は、「限定帯域幅通信チャンネル(limited bandwidth communications channel)」というクレーム用語が、「狭帯域通信チャンネル(a narrowband communications channel)」という意味で狭く解釈されるべきであると主張した。これは「チャンネル自体の技術的構成要素のために帯域幅が限定される」ことであり、引用技術に開示されているもののようなブロードバンドチャンネルは含まれない。一方、Microsoft社は、クレームの用語にはユーザーの負荷が高いために一時的に帯域幅が限定されるブロードバンドチャンネルを含む「帯域幅が限定されている通信チャンネル」という普通の意味が与えられるべきであると主張した。

PTABは、Bradium社の解釈を拒絶し、Microsoft社の解釈を採用し、引用技術に基づきBradium社の特許を無効とした。Bradium社は、PTABの解釈を不服として上訴で異議を申し立てたが、後にMicrosoft社と和解した。USPTOは、PTABの決定支持のため介入した。

#### 争点/判決:

PTABは、「限定帯域幅通信チャンネル(limited bandwidth communication channel)」という用語の解釈を誤ったか。否、原決定が確認支持された。

#### 審理内容:

CAFCは、PTABの解釈は「直接的な技術的制約、...もしくは同時ユーザー負荷が高いために比較的高い帯域幅チャンネルに課される間接的な制約のいずれかにより限定帯域幅条件が存在する可能性がある」とする両方の特許の共通書面記載によりサポートされると述べた。CAFCは、本記載では、限定帯域幅通信チャンネル(limited bandwidth communication channel)が高帯域幅チャンネルにはならないと規定されておらず、むしろ、限定帯域幅が「直接的な技術的制約」もしくは「同時ユーザー負荷が高い」等の「間接的な制約」のいずれかから生じる可能性があることが明らかになるため、PTABの解釈を実際に支持していると結論付けた。更に、CAFCは、限定帯域幅の2つの原因を説明する単一の陳述が、用語を1つの原因のみに限定する明白な定義でないと説明した。

また、CAFCは、PTABの解釈が、発明者の証言である外因的証拠(extrinsic evidence)により裏付けられていることも明らかにした。発明者は、(i) 発明が「ダイヤルアップもしくはワイヤレスのような限定通信を介して」画像データのストリーミングを可能にする技術的環境で操作される、(ii) この帯域幅の制限は、「通信自体に固有のものとなることもあれば、ユーザー数により制限されることもある」と証言した。従って、CAFCは、PTABの用語の解釈が誤っていないとした。